

各位

2026年4月27日
株式会社ストラテジックキャピタル
代表取締役 丸木強
MAIL : info@stracap.jp

株式会社イエローハット（東証プライム：コード9882）への株主提案及び特集サイトの開設について

弊社は、INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP（以下「ファンド」といいます。）と投資一任契約を締結しており、ファンド及び弊社（以下「SC」又は「提案株主」と総称します。）は、株式会社イエローハット（以下「当社」又は「イエローハット」といいます。）の株式を約14%保有しています。

イエローハットの株価バリュエーションは長期にわたり低迷し、過去10年間のPBRはTOPIXに対し、常に劣後しています。

当社の株主価値を向上させるため、SCは今般、当社に対し、来る6月開催予定の当社の定時株主総会において株主提案権を行使する書面を送付いたしましたので、本件を下記のとおり公表いたします。

5月11日に開設予定の特集サイトでは、提案の背景及び提案に関する詳細な説明を掲載いたします。特集サイト開設は、弊社ホームページ (<https://stracap.jp/>)にてお知らせいたします。

記

SCが提案する議題及びその概要

議題1. 剰余金の配当等の決定機関に係る定款一部変更の件

（概要）期末配当の決定機関を株主総会とするように定款を変更すること。

議題2. 剰余金を処分する件

（概要）配当性向100%の配当を行うこと。

議題3. 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬の付与のための報酬改定の件

（概要）取締役株式報酬の指標に当社PBRを導入すること。

以上

SC が提案する議題の内容(全文)及び理由(全文)

[1] 提案する議題の内容(全文)

1. 剰余金の配当等の決定機関に係る定款一部変更の件
現行の定款の第 43 条及び 44 条を以下のとおり変更する。

現行定款

(剰余金の配当等の決定機関)

第 43 条 当社は、剰余金の配当金等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 44 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

変更案（下線は変更部分を示す）

(剰余金の配当)

第 43 条 当社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2.前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 44 条 削除

2. 剰余金処分の件

「議案 1.剰余金の配当等の決定機関に係る定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、以下の通り剰余金の配当を行う。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株当たり、128 円から、当社取締役会が決議した剰余金処分に係る議案（以下「会社側利益処分案」という。）に基づく普通株式 1 株当たり配当金額又は当社定款 43 条に基づいて第 68 期定時株主総会の開催日までに 2026 年 3 月期の剰余金の処分（中間配当及び処分の予定を含む。）として当社取締役会が決議した普通株式 1 株当たりの配当金額（以下これらの取締役会の決議に基づく配当金額を総称して「会社配当金額」という。）を控除した金額（以下「追加配当額」という。）を、会社配当金額に加えて、第 68 期定時株主総会の議決権の基準日（以下「割当日」という。）現在の当社普通株主に配当する。

2026 年 3 月期における 1 株当たり当期純利益が 128 円を上回る場合は、冒頭の 128 円を、2026 年 3 月期における 1 株当たり当期純利益の金額に読み替える。

なお、配当総額は、当社の割当日現在の配当の対象となる株式数に追加配当額を乗じた額となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第 68 期定時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は、第 68 期定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

3. 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬の付与のための報酬改定の件

(1) 本議案の概要

本議案は、2020年6月23日開催の第62期定時株主総会において採用について承認され、2024年6月20日開催の第66期定時株主総会において改定について承認された譲渡制限付株式報酬制度を以下(2)のとおり改定するものである。なお、当該改定を行う点を除き、当該譲渡制限付株式報酬制度に変更はないものとする。

(2) 本制度の内容

i. 年間に割り当てる譲渡制限付株式数

年間200,000株を上限。

ii. 譲渡制限付株式割当てのための金銭報酬債権額

年間1.5億円以内。

iii. 金銭報酬債権額の算定方法

毎事業年度の終了後に取締役に対して支給する譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権の額は、取締役に対して最終的に割り当てる当社の普通株式の数（以下「最終割当株式数」という。）に毎事業年度の末日後に開催される当該割当てのための株式の発行又は処分を決定する取締役会の決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として取締役会に特に有利にならない価額を乗じることにより算定される。最終割当株式数は、予め取締役会において役位毎に定めた株式数に、以下のとおり算定される株価目標の達成度に応じた割合を乗じて算定した数とする。

① 当社の対東証プライム市場平均PBR超過値が-0.5以下の場合:零

② 当社の対東証プライム市場平均PBR超過値が-0.5を超え-0.4以下の場合:0.1

③ 当社の対東証プライム市場平均PBR超過値が-0.4を超え-0.3以下の場合:0.2

④ 当社の対東証プライム市場平均PBR超過値が-0.3を超え-0.2以下の場合:0.3

⑤ 当社の対東証プライム市場平均PBR超過値が-0.2を超え-0.1以下の場合:0.4

⑥ 当社の対東証プライム市場平均PBR超過値が-0.1を超え0以下の場合:0.5

⑦ 当社の対東証プライム市場平均PBR超過値が0を超え0.1以下の場合:0.6

⑧ 当社の対東証プライム市場平均PBR超過値が0.1を超え0.2以下の場合:0.7

⑨ 当社の対東証プライム市場平均PBR超過値が0.2を超え0.3以下の場合:0.8

⑩ 当社の対東証プライム市場平均PBR超過値が0.3を超え0.4以下の場合:0.9

⑪ 当社の対東証プライム市場平均PBR超過値が0.4を超えた場合:1

(注1) 「当社の対東証プライム市場平均PBR超過値」とは、当社PBRから東証プライム市場平均PBRを減じた値。

(注2) 「当社PBR」とは、毎事業年度の末日（同日を含む。）の直前3ヶ月の各日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値から算出した株価の平均値を、毎事業年度末時点の1株当たり純資産額で除して算出する。

(注3) 「東証プライム市場平均PBR」とは、東京証券取引所が「長期データ（総合）」で開示する毎事業年度の月末における連結総合（単純）のプライム市場PBRとする。

[2] 提案する議題の理由(全文)

1. 剰余金の配当等の決定機関に係る定款一部変更の件

本議案は、期末配当の決定機関を株主総会とすることを目的とするものである。

当社は、配当を株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めるものとしている。しかしながら、当社は配当を抑えることで自己資本比率が上昇し、株価低迷を招いてきた過去があり、取締役会による資本政策および株主還元政策が十分に株主価値の向上に結びついているとは言い難い。

当社が 2025 年 1 月に公表した中期経営計画では、配当性向 45%を目安とし、これに自社株取得を加えることで 3 年間の累計総還元性向を 100%以上とすること、及び自己資本比率を中期経営計画の最終年度である 2028 年 3 月期末に 60%未満、長期的には 50%程度まで縮減することが示された。

これにより、足元では一定の自己資本比率の低下が認められるが、仮に現行の中期経営計画以降に配当性向 45%のみを維持した場合、自己資本比率が再び上昇し ROE の低下を招く可能性がある。

当社の PBR は一度も東証プライム市場の平均 PBR を超えたことがなく、提案株主はその一因が配当政策にあると考えている。また、自己資本比率を 50%程度まで低下させるためには、今後も継続的に現行水準の株主還元を継続する必要がある。

そのため、配当の決定機関を株主総会とすることにより、資本政策及び株主還元政策に対する株主の関与を強化し、ROE の向上や自己資本比率の適正化等、株主価値の向上に資する経営を促すことが必要である。

2. 剰余金処分の件

本議案は、株主還元方針を配当性向 100%とすることを企図している。

前号議案の提案理由で述べたとおり、現行の配当性向 45%では、中期経営計画以降に再び自己資本比率が膨張し、ROE が低下することが見込まれる。

一方で、現在の時価総額の規模、市場における株式の流動性で、市場からの自社株取得を継続した場合、当社株式の流動性低下、ひいては資本コストの上昇を招きかねず、株主還元は今後、配当を中心とすることが望ましい。

また、提案株主は当社が 2025 年 1 月に公表した現行の中期経営計画 の内容について、一定の評価ができるものの、株価の上昇が限定的であった理由は、配当ではなく自社株取得が中心の株主還元方針となっていることから、その継続性に対して市場が不安を持つことに起因していると考えている。

そのため、株主還元方針を現在の「配当性向 45%、総還元性向 100%」から当社としての経済も変わらない「配当性向 100%」へ変更することで、自己資本比率 50%の縮減目標に向け、長期安定した株主還元を継続することを明確にすべきである。

3. 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬の付与のための報酬改定の件

当社は、2020 年 6 月 23 日開催の第 62 期定時株主総会招集通知において、「当社の取締役（社外取締役を除く）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため」として、譲渡制限付株式報酬制度を導入している。

しかしながら、本制度における金銭報酬債権額については、「当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案」して決定するとされているにとどまり、株主価値の向上との具体的な連動関係は

必ずしも明確ではない。

また、本制度の導入から一定期間が経過しているものの、当社の PBR は 2026 年 3 月末時点で 1.07 倍にとどまり、東証プライム市場の平均 PBR である 1.5 倍を下回っている。さらに、木村社長の当社株式の保有額は取締役の平均金銭報酬にも満たない金額であり、株主価値向上のインセンティブが欠如していると評価せざるを得ない。このような状況に鑑みれば、当社においては、株主価値向上に対する取締役のインセンティブをより一層明確化することが求められているといえる。

そこで、本議案は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度について、株主価値の向上をより明確に反映する制度とする観点から、現行の譲渡制限付株式報酬制度を見直し、当社の PBR を指標の一つとする株式報酬制度を導入することを提案するものである。

具体的には、各事業年度終了後に取締役に対して付与する譲渡制限付株式報酬について、当社の PBR と東証プライム市場の平均 PBR との差分に応じて付与株式数を決定する仕組みとする。これにより、取締役の報酬を株主価値の向上とより明確に連動させることを目的とする。

さらに、現行制度では、株式報酬の上限額は年額 4,800 万円とされているが、本提案は、当社の PBR が東証プライム市場の平均 PBR を上回り、企業価値向上が市場から評価された場合には、取締役に対する株式報酬の付与枠を年額 1 億 5,000 万円まで拡大することを可能とするものである。これにより、取締役に対して株価上昇に対するより強いインセンティブを付与することが期待される。

以上